

3-2 地域の社会的状況

3-2-1 人口

北杜市及び山梨県の人口及び世帯数の推移は第 3-2-1 表のとおりである。北杜市の人口は減少傾向であるが、世帯数は増加傾向である。

第 3-2-1 表 人口及び世帯数の推移（平成 17、22、27 年）

区分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
北杜市	平成 17 年	48,144	23,542	24,602	17,797
	平成 22 年	46,968	22,830	24,138	18,281
	平成 27 年	45,111	21,965	23,146	18,408
山梨県	平成 17 年	884,515	433,569	450,946	321,261
	平成 22 年	863,075	422,526	440,549	327,721
	平成 27 年	834,930	408,327	426,603	330,976

注：平成 17 年については、平成 22 年 10 月 1 日現在の市町村の境域に基づき組み替えた人口及び世帯数。
〔平成 17 年、22 年、27 年 国勢調査〕（総務省統計局）より作成]

3-2-2 産 業

(1) 産業別就業者数（産業構造）

北杜市及び山梨県の産業別就業者数は第 3-2-2 表のとおりである。北杜市については、第三次産業の占める割合が高くなっている。

第 3-2-2 表 産業別就業者数（平成 27 年）

（単位：人、斜字は％）

産 業	北杜市	山梨県
第一次産業	3,597 (16.0)	29,367 (7.2)
農 業	3,522	28,322
林 業	69	960
漁 業	6	85
第二次産業	5,571 (24.7)	113,674 (27.8)
鉱業、採石業、砂利採取業	6	224
建設業	1,402	32,301
製造業	4,163	81,149
第三次産業	13,028 (57.9)	257,263 (62.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	95	2,043
情報通信業	232	5,485
運輸業、郵便業	766	15,277
卸売業、小売業	2,484	59,690
金融業、保険業	266	8,630
不動産業、物品賃貸業	296	5,577
学術研究、専門・技術サービス業	631	9,738
宿泊業、飲食サービス業	2,144	27,703
生活関連サービス業、娯楽業	779	16,036
教育、学習支援業	1,032	19,279
医療、福祉	2,268	47,990
複合サービス事業	229	4,227
サービス業（他に分類されないもの）	1,138	20,226
公務（他に分類されるものを除く）	668	15,362
分類不能の産業	324 (1.4)	8,510 (2.1)
総 数	22,520	408,814

注：分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。

〔「平成 27 年国勢調査就業状態等基本集計」（総務省統計局）より作成〕

(2) 農 業

北杜市及び山梨県の販売農家数及び経営耕地種類別面積は第 3-2-3 表のとおりである。北杜市の平成 27 年における経営耕地面積は、田が最も多くなっている。

第 3-2-3 表 販売農家数及び経営耕地種類別面積（平成 27 年）

区分	販売農家数 (戸)	経営耕地面積（単位：a）			
		耕地面積	田	畑 (樹園地を除く)	樹園地
北杜市	2,481	246,182	172,294	67,701	6,187
山梨県	17,020	1,307,618	383,736	219,369	704,513

〔「山梨県統計年鑑 平成30年刊行」(山梨県、平成31年)より作成〕

(3) 林 業

北杜市及び山梨県の保有山林の状況（所有形態別林野面積）は第 3-2-4 表のとおりである。

第 3-2-4 表 保有山林の状況（平成 27 年 2 月 1 日）

(単位：経営体、a)

区分	所有山林		貸付山林		借入山林		保有山林	
	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
北杜市	89	428,401	7	10,153	8	67,161	93	485,409
山梨県	379	1,197,684	21	39,163	30	1,323,652	391	2,482,173

〔「山梨県統計年鑑 平成30年刊行」(山梨県、平成31年)より作成〕

(4) 工 業

北杜市及び山梨県の工業の状況は第 3-2-5 表のとおりである。

平成 28 年における製造品出荷額等は、北杜市は 21,105,383 万円となっている。

第 3-2-5 表 工業の状況（従業員 4 人以上）（平成 28 年 6 月 1 日現在）

区分	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
北杜市	129	4,842	21,105,383
山梨県	2,106	70,222	244,264,668

〔「山梨県統計年鑑 平成 30 年刊行」(山梨県、平成 31 年)より作成〕

(5) 商 業

北杜市及び山梨県の商業の状況は第 3-2-6 表のとおりである。

平成 26 年 7 月 1 日現在の年間商品販売額は、北杜市は 5,066,700 万円となっている。

第 3-2-6 表 商業の状況（平成 26 年 7 月 1 日現在）

区 分		北杜市	山梨県
卸売業	事業所数（店）	53	1,846
	従業者数（人）	433	13,108
	年間商品販売額（万円）	2,462,355	83,705,696
小売業	事業所数（事業所）	391	6,321
	従業者数（人）	1,862	40,954
	年間商品販売額（万円）	2,604,345	77,495,106
総 数 （飲食店を除く）	事業所数（事業所）	444	8,167
	従業者数（人）	2,295	54,062
	年間商品販売額（万円）	5,066,700	161,200,802

〔「山梨県統計年鑑 平成 30 年刊行」（山梨県、平成 31 年）より作成〕

3-2-3 土地利用

(1) 土地利用の状況

北杜市の土地利用の状況は、第 3-2-7 表のとおりであり、山林が総面積の 48.6%を占めている。

第 3-2-7 表 土地利用状況（平成 29 年 1 月 1 日現在）

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
北杜市	219.79 km ² (100.0%)	36.18 km ² (16.5%)	33.36 km ² (15.2%)	21.19 km ² (9.6%)	106.92 km ² (48.6%)	12.68 km ² (5.8%)	9.47 km ² (4.3%)
山梨県	1,318.37 km ² (100.0%)	105.37 km ² (8.0%)	263.59 km ² (20.0%)	172.73 km ² (13.1%)	648.92 km ² (49.2%)	68.17 km ² (5.2%)	59.57 km ² (4.5%)

〔「山梨県統計年鑑 平成 30 年刊行」（山梨県、平成 31 年）より作成〕

(2) 土地利用規制の状況

1) 都市地域

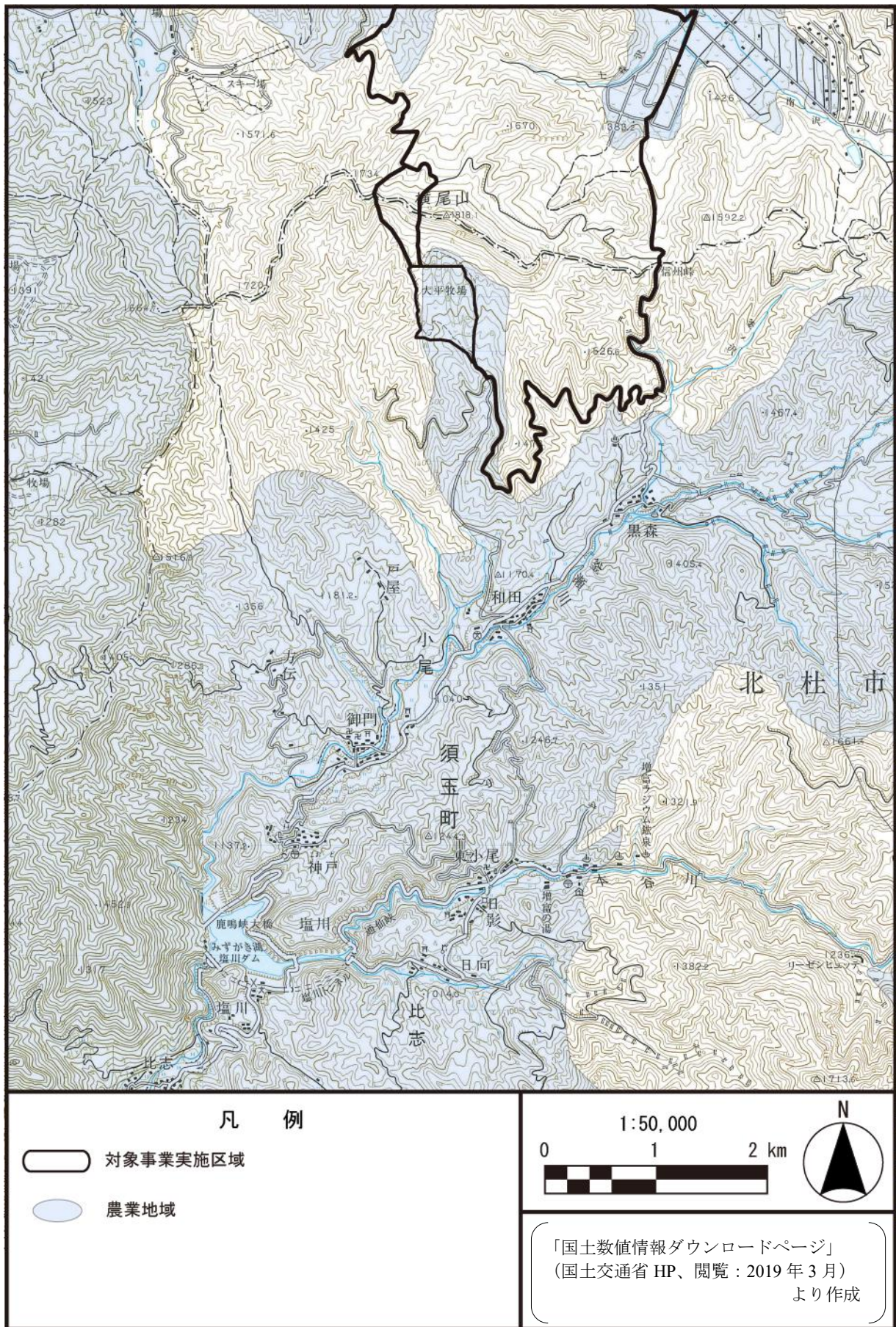
対象事業実施区域及びその周囲に都市地域は分布していない。

2) 農業地域

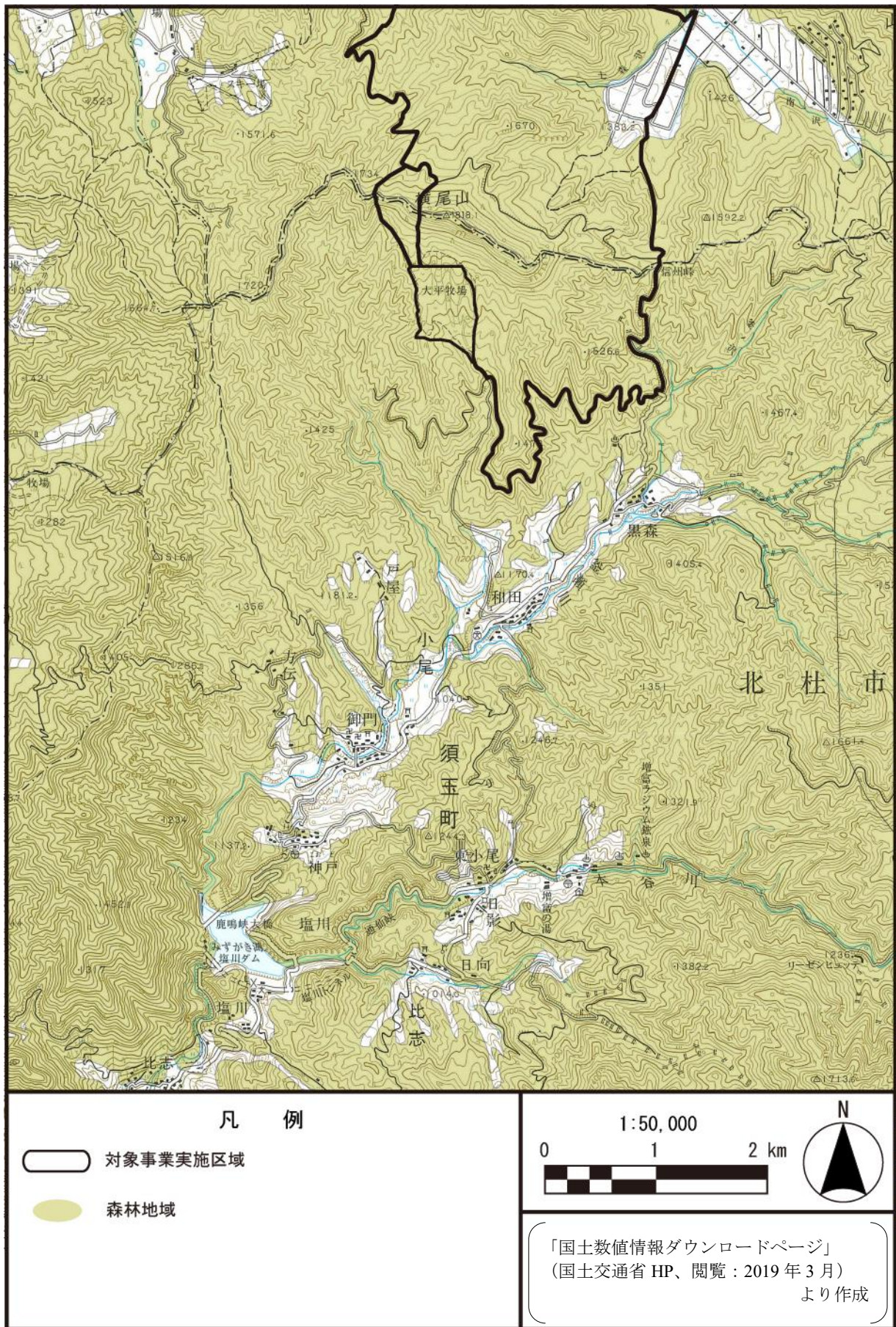
対象事業実施区域及びその周囲の農業地域は第 3-2-1 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には農業地域が分布している。

3) 森林地域

対象事業実施区域及びその周囲の森林地域は第 3-2-2 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には森林地域が分布している。



第 3-2-1 図 土地利用基本計画図（農業地域）



第 3-2-2 図 土地利用基本計画図（森林地域）

3-2-4 水利用

(1) 水道施設等による水利用の状況

北杜市及び山梨県における水道施設による水利用の状況は第 3-2-8 表のとおりであり、北杜市の水道普及率は 97.1%となっている。

第 3-2-8 表 水道普及状況（平成 28 年度）

区分	行政区域内 総人口 (人)	上水道	簡易水道	専用水道	現在給水 人口合計 (人)	普及率 (%)
		現在給水 人口 (人)	現在給水 人口 (人)	自己水源 のみ (人)		
北杜市	47,466	—	46,009	100	46,109	97.1
山梨県	840,597	670,723	151,072	3,750	824,769	98.2

注：1. 普及率は、現在給水人口合計/行政区域内総人口である。

2. 「—」は出典に値の記載がないことを示す。

〔平成 28 年度水道統計〕（山梨県、平成 30 年）より作成

(2) 下水道の整備の状況

北杜市及び山梨県における下水道の整備状況は第 3-2-9 表のとおりであり、北杜市の下水道普及率（人口比）は 63.6%となっている。

第 3-2-9 表 下水道処理人口普及率等（平成 29 年度末）

区分	行政人口 (人)	処理区域内人口 (人)	下水道使用人口 (人)	普及率 (%)	水洗化率 (%)
北杜市	47,452	30,180	23,893	63.6	79.2
山梨県	835,130	550,201	487,221	65.9	88.6

注：1. 行政人口は、平成 30 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。

2. 処理区域内人口は、平成 30 年 4 月 1 日公示を含む。

〔山梨県の下水道処理人口普及率〕（山梨県、平成 30 年）より作成

(3) 地下水の利用状況

北杜市における水源の種類別取水量の状況は第 3-2-10 表のとおりであり、地下水は伏流水が 512,220m³/年、浅井戸が 1,388m³/年、深井戸が 2,900,326m³/年となっている。

第 3-2-10 表 水源の種類別取水量（平成 28 年度）

(m³/年)

水道の種類	地表水		地下水			その他		計
	ダム水	表流水	伏流水	浅井戸	深井戸	浄水受水	湧水	
簡易水道	0	69,075	512,220	1,388	2,900,326	4,946,596	2,818,926	11,248,531

〔平成 28 年度水道統計〕（山梨県、平成 30 年）より作成

(4) 漁業等による水面利用の状況

対象事業実施区域及びその周囲において漁業権の設定された湖沼はない。また、対象事業実施区域及びその周囲の河川における漁業権の設定状況は第 3-2-11 表のとおりである。

第 3-2-11 表 漁業権の設定

漁協名	免許 番号	漁業権	魚 種	漁具・漁法	区 域	期間	
峡北漁業 協同組合	内共 第 1 号	第五種 共同漁業権	あゆ	友 釣	釜無川、塩川の本 流及び支流	解禁日の（午前 4 時） から 11 月 30 日まで	
				さくり、 ころがし		10 月 1 日から 11 月 30 日まで	
			あまご	さお釣	同 上 （但、塩川ダム 貯水池※を除く）	解禁日から 9 月 30 日まで	
			いわな				
			にじます				
			うなぎ	さお釣 置 針	釜無川、塩川の本 流及び支流	周 年	
			こい	さお釣			
			おいかわ	さお釣	川俣川溪流釣場	5 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	
			うぐい				
			にじます				4 月 1 日から 10 月 15 日まで
			あまご				4 月 1 日から 9 月 30 日まで
			いわな				

注：※印の塩川ダム貯水池とは、貯水池末端より、釜瀬川において 380m、本谷川において 400m、出田川において 110m 下流とする。

〔「漁業協同組合ごとの遊漁規則と漁場図（遊漁規則）」（山梨県、平成 28 年）より作成〕

3-2-5 交通

対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の状況は第 3-2-3 図のとおりであり、一般県道 610 号（原浅尾葦崎線）、主要地方道 23 号（葦崎増富線）が挙げられる。対象事業実施区域及びその周囲における主要な道路の交通状況は第 3-2-12 表、観測区間は第 3-2-3 図のとおりである。

第 3-2-12 表 主要な道路の交通状況（平成 27 年度）

（単位：台）

路線名	区 間	昼間 12 時間自動車類交通量 上下合計			24 時間自動車類交通量 上下合計		
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
一般県道 610 号 （原浅尾葦崎線）	①長野県境～ 葦崎増富線	388	60	448	435	67	502
主要地方道 23 号 （葦崎増富線）	②原浅尾葦崎線～ 終点（須玉町小尾）	1,328	306	1,634	1,610	351	1,961
	③増富若神子線～ 原浅尾葦崎線	1,328	306	1,634	1,610	351	1,961

注：1. 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

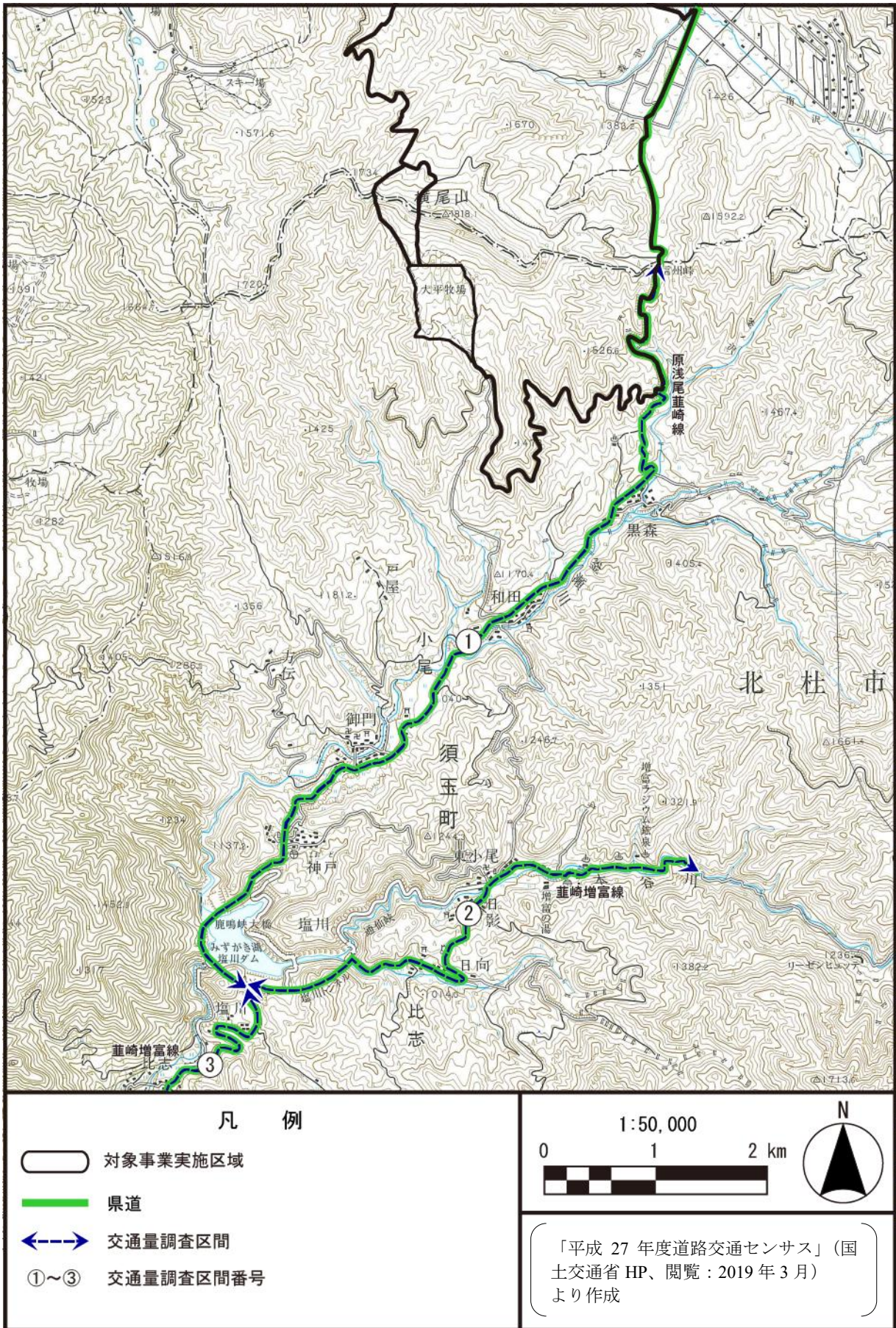
24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時 または 午前 0 時～翌日午前 0 時

2. 12 時間の斜体字は平成 17 年度交通量と平成 17 年度及び平成 22 年度ともに交通量を観測した区間からの推定値である。

3. 24 時間の斜体字は推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いた推定値である。

4. 原浅尾葦崎線の長野県側の道路は一般県道 106 号になる。

〔「平成 27 年度 道路交通センサス」（国土交通省 HP、閲覧：2019 年 3 月）より作成〕



第 3-2-3 図 主要な道路及び交通量調査区間

3-2-6 環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

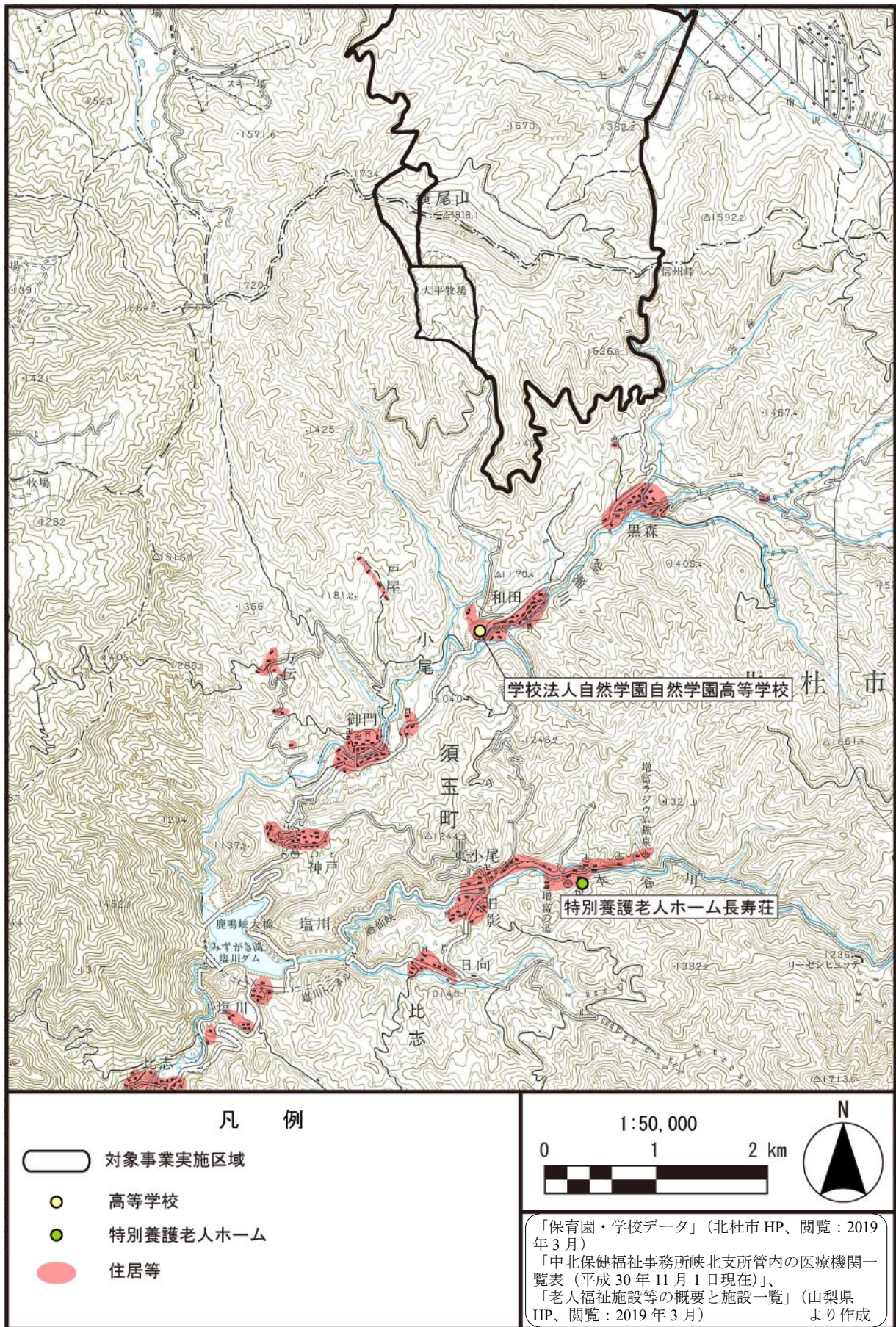
環境保全についての配慮が特に必要な施設（以下「環境保全上配慮すべき施設」という。）として、学校、医療機関、社会福祉施設等が挙げられる。対象事業実施区域及びその周囲における環境保全についての配慮が特に必要な施設は、第 3-2-13 表及び第 3-2-4 図のとおりであり、高等学校 1 か所、老人福祉施設 1 か所が存在する。

また、住宅等は第 3-2-4 図のとおり対象事業実施区域の周囲に分布しており、最寄りの住宅までの距離は約 1.6km である。

第 3-2-13 表 環境保全上配慮すべき施設

区 分	施設名	所在地
高等学校	学校法人自然学園自然学園高等学校	山梨県北杜市須玉町小尾 6900
老人福祉施設	特別養護老人ホーム 長寿荘 友伸福祉会診療所（長寿荘診療所）	山梨県北杜市須玉町比志 6465-3

「保育園・学校データ」（北杜市 HP、閲覧：2019 年 3 月）
「中北保健福祉事務所峡北支所管内の医療機関一覧表（平成 30 年 11 月 1 日現在）」、
「老人福祉施設等の概要と施設一覧」（山梨県 HP、閲覧：2019 年 3 月）より作成



第3-2-4 図 環境保全上配慮すべき施設の配置の状況及び住宅の配置の状況

3-2-7 観光・レクリエーション

北杜市は、山梨県北西部に位置し、長野県南部と接している。八ヶ岳、南アルプス山脈、奥秩父山塊といった山々に囲まれ、南には富士山も望むことができる。観光エリアとして、「①清流と甲斐駒ヶ岳エリア」、「②八ヶ岳南麓高原エリア」「③太陽と茅ヶ岳・みずがきエリア」を設定し、観光客の誘致に取り組んでいる（第 3-2-5 図）。また、平成 30 年 3 月に、山梨県、長野県、北杜市、富士見町、原村の 5 自治体で「八ヶ岳観光圏整備計画書」を策定し、県域を越えた「八ヶ岳地域」として観光圏整備に取り組んでいる。

「平成 29 年山梨県観光入込客統計調査報告書」（山梨県、平成 30 年）によると、北杜市への観光入込客数（実人数）は、平成 28 年は約 402 万人、平成 29 年は約 398 万人であり、山梨県全体に占める割合は、約 12%となっている。平成 29 年の月別の観光入込客数は、8 月が約 68 万人で最も多く、2 月が約 15 万人で最も少ない。

平成 29 年に山梨県全域を対象に実施した対面聞き取り式によるアンケート調査において、北杜市が含まれる峡北地域を対象（「八ヶ岳リゾートアウトレット」及び「道の駅こぶちざわ」の 2 か所で実施）とした結果をみると、平成 29 年度の日帰り客は約 71%、宿泊客は約 29%であった。また、「非常に満足」及び「やや満足」と回答した割合は、「山梨県全体の満足度（約 82%）」と同様であった。



第 3-2-5 図 北杜市の観光情報サイト HP

3-2-8 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）等に基づく国、県、市指定の史跡・名勝・天然記念物の指定の状況は第 3-2-14 表及び第 3-2-6 図のとおりである。

また、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は第 3-2-15 表及び第 3-2-6 図のとおりである。

第 3-2-14 表 史跡・名勝・天然記念物の状況

指定	種別	名称	指定日	所在地
県	天然記念物	ミヤマシロチョウ	昭和 52 年 3 月 31 日	南巨摩郡、南アルプス市、北杜市及び韮崎市
		須玉町日影のトチノキ	昭和 54 年 2 月 8 日	北杜市須玉町比志字下平 4932-1

注：ニホンカモシカ及びヤマネ等は天然記念物に指定されているが、所在地を特定していない。

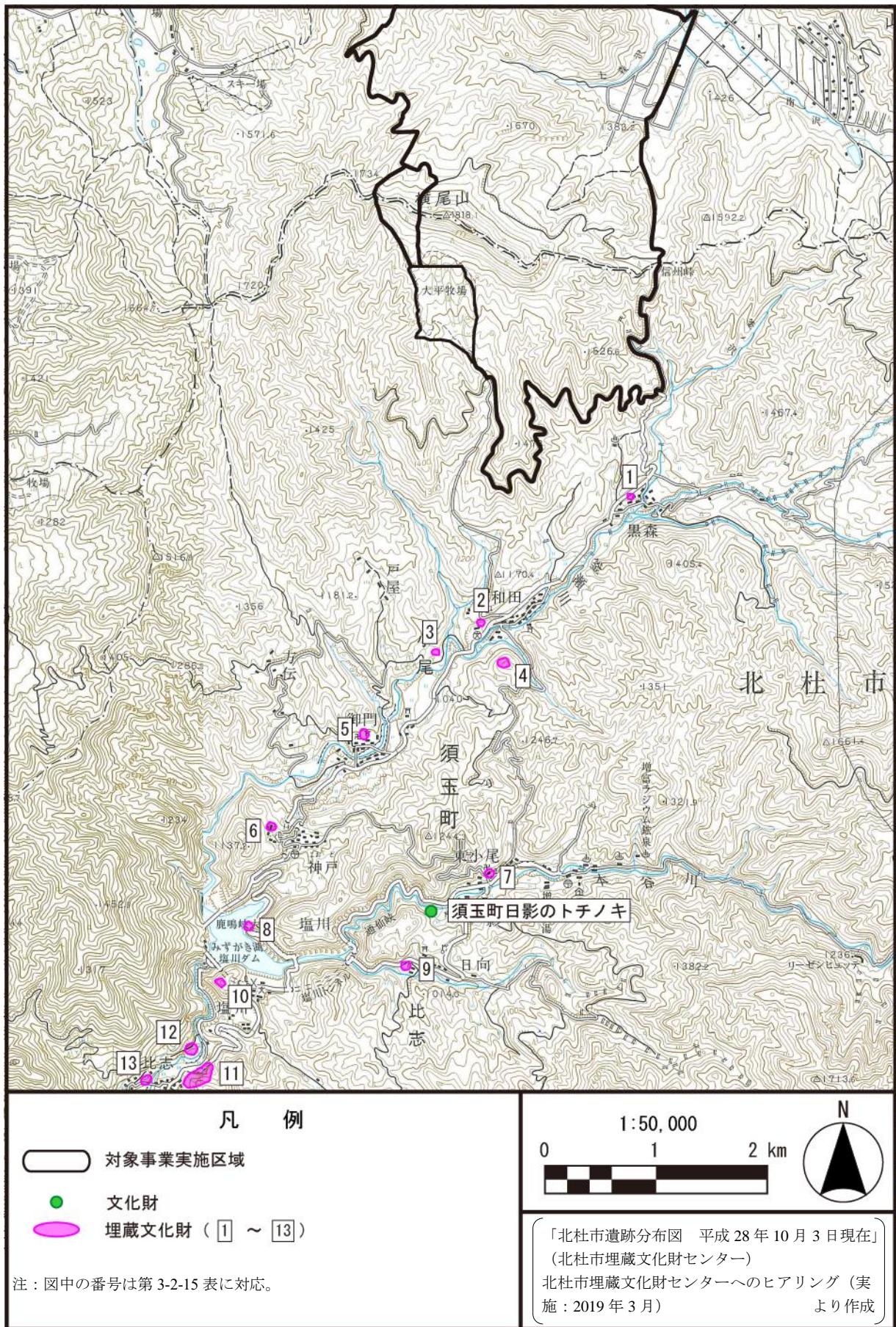
〔「北杜市の文化財一覧」（北杜市 HP、閲覧：2019 年 3 月）より作成〕

第 3-2-15 表 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡地名	時代等
1	黒森番所	中近世
2	村ノ内遺跡	散布地・縄文
3	千石遺跡	散布地・縄文
4	和田の烽火台	城館跡・中世
5	上ノ平遺跡	散布地・縄文
6	神戸の烽火台	城館跡・中世
7	大柴遺跡	散布地・縄文・平安
8	塩川遺跡	集落跡・縄文・平安・中世・近世 ダム水没・消滅
9	下山遺跡	散布地・縄文
10	前の山遺跡	城館跡・中世
11	郷蔵地遺跡	集落跡・縄文
12	馬込遺跡	散布地・縄文
13	熊ノ堂遺跡	散布地・縄文・平安

注：表中の番号は第 3-2-6 図に対応。

〔「北杜市遺跡分布図 平成 28 年 10 月 3 日現在」（北杜市埋蔵文化財センター）
北杜市埋蔵文化財センターへのヒアリング（実施：2019 年 3 月）より作成〕



第3-2-6図 周知の埋蔵文化財包蔵地等の状況

3-2-9 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(1) 公害関係法令等

1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められており、その内容は第3-2-16表(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については第3-2-16表(2)の基準がそれぞれ定められている。

第3-2-16表(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素については、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</p> <p>5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年環境庁告示第25号)
「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年環境庁告示第38号)
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年環境省告示第33号)より作成

第 3-2-16 表(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

〔「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）より作成〕

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

なお、北杜市においては、騒音に係る環境基準の地域の類型のあてはめが行われていない。参考に第 3-2-17 表に騒音に係る環境基準を示す。

第 3-2-17 表(1) 騒音に係る環境基準
【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：指定地域のうち静穏を必要とする療養施設、社会福祉施設、文教施設等が集合している地域。

類型 A：指定地域のうち低層専用地域、中高層住居専用地域。

類型 B：住居地域、準住居地域。

類型 C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成〕

第 3-2-17 表(2) 騒音に係る環境基準
【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成〕

第 3-2-17 表(3) 騒音に係る環境基準
【幹線交通を担う道路に近接する空間】

基準値	
昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は、第 3-2-18 表のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、第 3-2-19 表及び第 3-2-20 表のとおり、河川、湖沼ごとに利用目的に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。対象事業実施区域及びその周囲においては、類型が指定されている河川はない。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、第 3-2-21 表のとおりすべての地下水について定められている。

第 3-2-18 表 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<p>1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 より測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)より作成〕

第 3-2-19 表 (1) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼を除く河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。						
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成〕

第 3-2-19 表 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼を除く河川)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成〕

第 3-2-20 表(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

水域 類型	項目 利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度(pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2・3 級 水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、日間平均値とする。 3. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						

- 注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成〕

第 3-2-20 表(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	項目	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全 燐
I		自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ		水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ		水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ		水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ		水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考				
1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 [「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3-2-20 表(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A		生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B		生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。					

[「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）より作成]

第 3-2-20 表 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 (湖沼)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号) より作成〕

第 3-2-21 表 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名: 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 	

〔「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成 9 年環境庁告示第 10 号)より作成〕

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は第3-2-22表のとおりである。

第3-2-22表 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考:	<ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、平成3年環境庁告示第46号の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

注: 1. 環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

〔土壌汚染に係る環境基準について〕(平成3年環境庁告示第46号)より作成

⑤ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に定められたダイオキシン類に係る環境基準は第 3-2-23 表のとおりである。

第 3-2-23 表 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

- 注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

〔「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）より作成〕

2) 規制基準等

① 騒音

騒音に関しては、「騒音規制法」(昭和43年法律第98条)及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」(昭和50年山梨県条例第12号)に基づき、著しい騒音を発生させる工場又は事業者及び建設作業等から発生する騒音に関する規制を行っている。「騒音規制法」及び県条例の規制対象地域は北杜市の部分的に適用されている。

規制対象地域における規制基準値は、第3-2-24表～第3-2-26表に示した「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」で定められた基準値に準拠している。一方、対象事業実施区域が位置する山梨県北杜市須玉町小尾地区は、騒音及び振動・悪臭共に北杜市の規制区域の対象外の地域となっている。

第3-2-24表 騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

(昭和52年山梨県告示第66号)

時間区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝・夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

注：区域区分（区域の区分は、忍野村を除く県内町村の指定地域に適用する。）

第1種：特に静穏の保持を必要とする区域

第2種：静穏の保持を必要とする区域

第3種：騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種：著しい騒音の発生を防止する区域

ただし、表に掲げる第2種、第3種又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

(平成24年4月からは、市の区域及び忍野村の区域については、各市村で規制基準を定めている。)

〔「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(山梨県、平成30年4月改訂)より作成〕

第 3-2-25 表 特定建設作業に係る規制基準

(昭和 52 年山梨県告示第 67 号)

規制種別	区域の区分	規制基準
音量の基準	別表第 1 号区域 別表第 2 号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で 85 デシベル以下
作業時刻に関する基準	別表第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間の作業により発生しないこと
	別表第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間の作業により発生しないこと
1 日当たり作業時間に関する基準	別表第 1 号区域	10 時間を超えて行なわないこと (開始日に終了する場合を除く。)
	別表第 2 号区域	14 時間を超えて行なわないこと (開始日に終了する場合を除く。)
作業期間に関する基準	別表第 1 号区域 別表第 2 号区域	連続して 6 日を超えないこと
日曜休日に関する基準	別表第 1 号区域 別表第 2 号区域	日曜休日に行なわないこと
勧告・命令の内容	別表第 1 号区域	作業時間を 10 時間未満 4 時間以上に短縮させることができる。
	別表第 2 号区域	作業時間を 14 時間未満 4 時間以上に短縮させることができる。

- 注：1. 例外措置：災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。
2. 勧告・命令は、特定建設作業の騒音が音量基準値を超えている場合、騒音の防止措置のみならず、作業時間の短縮を命ずることができる。
3. 区域の区分は以下のとおり (区域の区分は、県内町村の指定地域に適用する。)
- ・別表第 1 号区域
 - ① 特定施設の規制基準で定める第 1 種、第 2 種、第 3 種区域
 - ② 第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域
 - ・別表第 2 号区域
 - 規制地域のうち第 1 号区域以外の区域
- (平成 24 年 4 月からは、市の区域については、各市で区分を定めている)
- 〔騒音・振動・悪臭規制マニュアル〕(山梨県、平成 30 年 4 月改訂) より作成

第 3-2-26 表 自動車騒音の要請限度

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号)

区域の区分		時間の区分	昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

注：1. 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間：75 デシベル、夜間：70 デシベル

(注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

2. 区域の区分は以下のとおり（区域の区分は、県内町村の指定地域に適用する。）。

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事が定める区域の区分

平成 12 年 3 月 30 日山梨県告示第 161 号

- ・ a 区域：第 1 種区域並びに第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域
- ・ b 区域：第 2 種区域から第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域を除いた地域
- ・ c 区域：第 3 種区域及び第 4 種区域

備考 1：第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準（昭和 52 年山梨県告示 66 号）に定める第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

2：第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域とは、都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた地域をいう。

(平成 24 年 4 月からは、市の区域については、各市で区分を定めている)

〔「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(山梨県、平成 30 年 4 月改訂) より作成〕

② 振 動

振動に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「山梨県生活環境の保全に関する条例」（昭和 50 年山梨県条例第 12 号）に基づき、著しい振動を発生させる工場又は事業者及び建設作業等から発生する振動に関する規制を行っている。「振動規制法」及び県条例の規制対象地域は北杜市の部分的に適用されている。

規制対象地域における規制基準値は、第 3-2-27 表～第 3-2-29 表に示した「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」で定められた基準値に準拠している。一方、対象事業実施区域が位置する山梨県北杜市須玉町小尾地区は、振動及び騒音・悪臭共に北杜市の規制区域の対象外の地域となっている。

第 3-2-27 表 振動規制法に基づく特定施設に係る規制基準

区域の区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域		60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域		65 デシベル	60 デシベル

注：区域の区分は以下のとおり（区域の区分は、忍野村を除く県内町村の指定地域に適用する。）。

第1種：良好な住居環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域、及び住居の用に供されているため静穏の保持を必要とする区域

第2種：住居及び商業、工業等の用に供されている区域であって、振動の発生を防止する必要がある区域、及び工業等の用に供されている区域であって著しい振動の発生を防止する必要がある区域

*ただし、区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における当該基準は、上記の表に掲げる当該値から5デシベルを減じた値とする。

（平成24年4月からは、市の区域及び忍野村の区域については、各市村で規制基準を定めている）

〔「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」（山梨県、平成30年4月改訂）より作成〕

第 3-2-28 表 特定建設作業に係る規制基準

(昭和 54 年山梨県告示第 101 号)

規制種別	区域の区分	規制基準
振動の基準	付表第 1 号区域	特定建設作業の場所の敷地境界線で 75 デシベル以下
	付表第 2 号区域	
作業時刻に関する基準	付表第 1 号区域	午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間の作業により発生しないこと
	付表第 2 号区域	午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間の作業により発生しないこと
1 日当たり作業時間に関する基準	付表第 1 号区域	10 時間を超えて行なわないこと (開始日に終了する場合を除く)
	付表第 2 号区域	14 時間を超えて行なわないこと (開始日に終了する場合を除く)
作業期間に関する基準	付表第 1 号区域	連続して 6 日を超えないこと
	付表第 2 号区域	
日曜休日に関する基準	付表第 1 号区域	日曜休日に行なわないこと
	付表第 2 号区域	

注：1. 例外措置：災害その他の非常事態、人の生命、身体の危険防止、その他道路交通法など他法令で条件許可された場合には、規制に例外措置がある。

2. 区域の区分は以下のとおり (区域の区分は、県内町村の指定地域に適用する。)

・付表第 1 号区域

① 規制図面中、緑色又は黄色に色分けした区域

② 規制図面中、赤色に色分けした区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートル以内の区域

・付表第 2 号区域

指定地域のうち、第 1 号区域以外の区域

(平成 24 年 4 月からは、市の区域については、各市で区分を定めている)

〔騒音・振動・悪臭規制マニュアル〕(山梨県、平成 30 年 4 月改訂) より作成

第 3-2-29 表 道路交通振動の要請限度

(昭和 54 年山梨県告示第 102 号)

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
	第 1 種区域		65 デシベル
第 2 種区域		70 デシベル	65 デシベル

注：1. 区域の区分、時間の区分は、特定施設に係る規制基準の区分に準ずる。(県内町村の指定地域のみ。)

平成 24 年 4 月からは、市の区域については、各市で区分、時間の区分を定めている)

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

3. 振動レベルは、5 秒間隔 100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80% レンジの上端値とする。

〔騒音・振動・悪臭規制マニュアル〕(山梨県、平成 30 年 4 月改訂) より作成

③ 水質汚濁

対象事業実施区域及びその周囲における工場及び事業場からの排水については、「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき全国一律の排水基準(有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目)が定められている(第 3-2-30 表)。

また、山梨県においては、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項」の規定に基づき、同条第 1 項の排水基準に代えて、県内の特定事業場に適用する厳しい排水基準(上乘せ排水基準)を定めている(第 3-2-31 表)。しかしながら、本事業は水質汚濁防止法に定められた特定施設の設置はないことから、これらの排水基準は適用されない。

第 3-2-30 表(1) 水質汚濁に係る一律排水基準 (有害物質)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

※アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

第 3-2-30 表(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度 (pH)	海域以外 5.8~8.6 海域 5.0~9.0
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量 (COD)	160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質 (SS)	200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均 8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>※ 「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼） 「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域）</p>

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号）より作成〕

第 3-2-31 表(1) 水質汚濁に係る山梨県上乘せ排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	検出されないこと
シアン化合物	シアン 0.1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメント及び EPN に限る。）	検出されないこと
六価クロム化合物	六価クロム 0.05 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.05 mg/L
ふっ素及びその化合物	1 mg/L
備考 1. この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号。以下「府令」という。)第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。 2. 「検出されないこと。」とは、府令第 2 条に規定する方法により検定した場合において、その結果が 1 リットルにつき、カドミウム及びその化合物にあつては 0.01 ミリグラムを、有機燐化合物にあつては 0.1 ミリグラムをそれぞれ下回ることをいう。 3. ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が 20 立方メートル未満であるものから排出される排出水については、適用しない。	

〔山梨県生活環境の保全に関する条例〕（昭和 50 年山梨県条例第 12 号）より作成

第 3-2-31 表(2) 水質汚濁に係る山梨県上乘せ排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
生物化学的酸素要求量（BOD）	30mg/L（日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	30mg/L（日間平均 20mg/L）
浮遊物質（SS）	50mg/L（日間平均 30mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	10mg/L
フェノール類含有量	1mg/L
銅含有量	1mg/L
亜鉛含有量	1mg/L
溶解性鉄含有量	1mg/L
溶解性マンガン含有量	1mg/L
クロム含有量	0.5 mg/L
大腸菌群数	1,000 個/cm ³
備考 1. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 20m ³ 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。 2. 生物化学的酸素要求量（BOD）についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。 ※ 府令別表第 2 に定める水素イオン濃度の排水基準については、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル未満である特定事業場から排出される排出水についても適用する。	

〔山梨県生活環境の保全に関する条例〕（昭和 50 年山梨県条例第 12 号）より作成

④ 悪 臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号) 第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事(市長)が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

山梨県では平成 17 年 2 月 1 日から、人間の嗅覚を用いて臭いの程度を判定する「臭気指数規制」による規制を採用しており、規制基準は第 3-2-32 表のとおりである。

規制対象地域における規制基準値は、第 3-2-32 表に示した「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」で定められた基準値に準拠している。一方、対象事業実施区域が位置する山梨県北杜市須玉町小尾地区は、悪臭及び騒音・振動共に北杜市の規制区域の対象外の地域となっている。

第 3-2-32 表 悪臭に係る規制基準

(平成 16 年山梨県告示第 496 号)

規制基準	A 区域	B 区域	C 区域
規制基準 (臭気指数)	13	15	17

注：忍野村を除く県内町村の指定地域に適用する。

A 区域：主に住居地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

B 区域：準工業地域、商業地域など、これらに相当する地域に準ずる地域

C 区域：工業地域など、悪臭に対して順応の見られる地域に準ずる地域

(平成 24 年 4 月からは、市の区域及び忍野村の区域については、各市村で規制基準を定めている)

〔「騒音・振動・悪臭規制マニュアル」(山梨県、平成 30 年 4 月改訂)より作成〕

⑤ 土壌汚染

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)に基づく区域の指定に係る基準は第 3-2-33 表のとおりである。

なお、北杜市には「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

第 3-2-33 表(1) 区域の指定に係る基準 (土壌溶出量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)より作成〕

第 3-2-33 表(2) 区域の指定に係る基準 (土壌含有量基準)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)より作成〕

⑥ 地盤沈下

北杜市においては、「北杜市地下水採取の適正化に関する条例」(平成 16 年北杜市条例第 229 号)により、地下水資源の適正採取等について定めている。

⑦ 温室効果ガス

二酸化炭素等の温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）により、事業活動に伴い相当程度多く温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。対象事業の実施に当たっては、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号）に基づく第一種エネルギー管理指定工場における定期の報告を行い、特定排出者の行う二酸化炭素の排出量に係る報告とみなされることとなる。

3-2-10自然関係法令等

(1) 自然保護関係

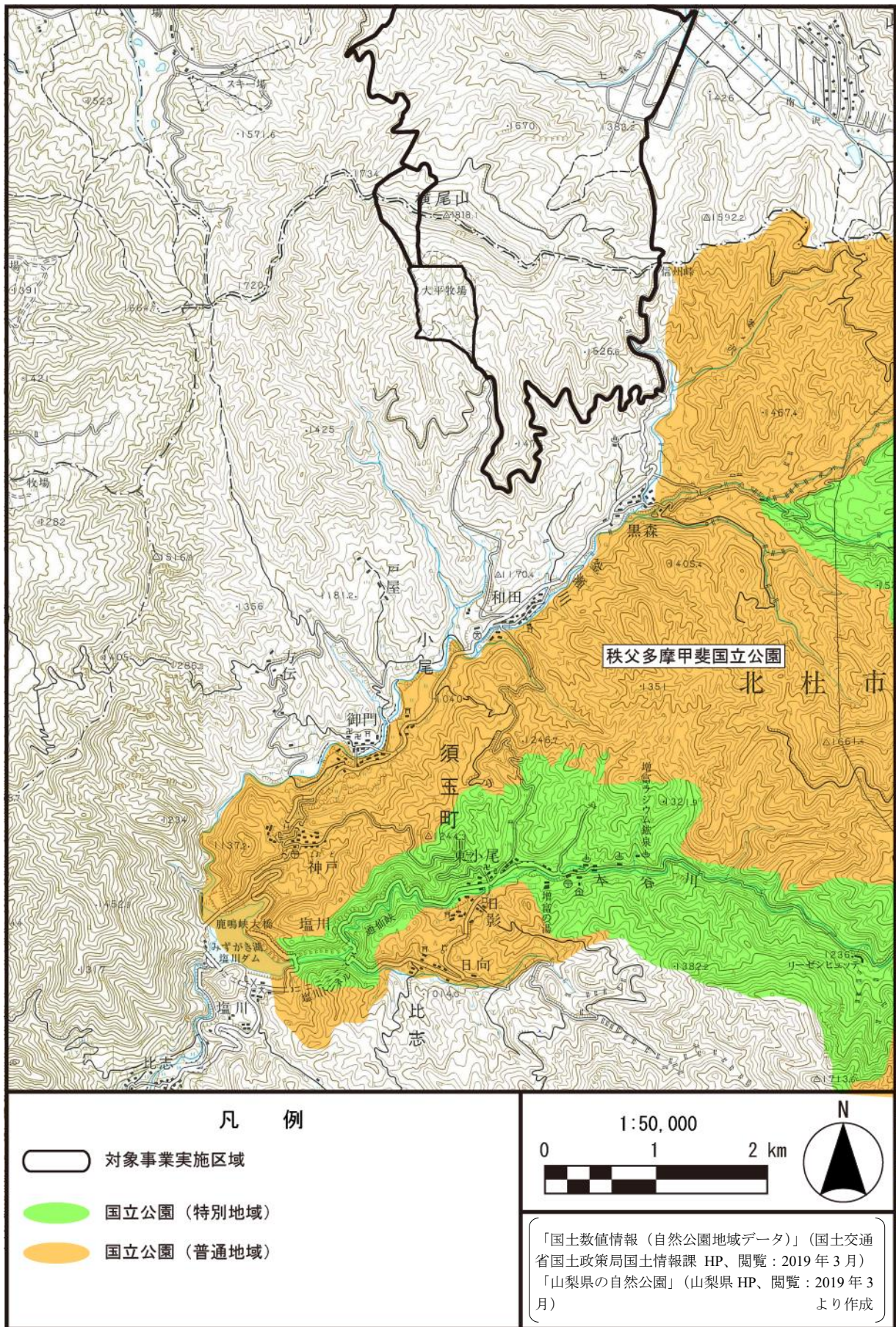
1) 自然公園法に基づく自然公園

「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）、「山梨県立自然公園条例」（昭和 32 年山梨県条例第 74 号）に基づく、対象事業実施区域及びその周囲における自然公園の概要及び位置を第 3-2-34 表及び第 3-2-7 図に示す。対象事業実施区域の周囲には「秩父多摩甲斐国立公園」が存在する。

第 3-2-34 表 自然公園の概要

区分	名称	関係（県）市町村	公園指定			
			指定年月日 再検討年月日	面積 (ha)	特別地域 (ha)	普通地域 (ha)
国立公園	秩父多摩甲斐	(埼玉県) 秩父市、秩父郡小鹿野町	<u>指定年月日</u> 昭和 25 年 7 月 10 日	<u>全域</u> 126,259	<u>全域</u> 特保 : 3,791 第 1 種 : 9,166 第 2 種 : 17,930 第 3 種 : 25,600	<u>全域</u> 69,772
		(東京都) 青梅市、あきる野市、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町 (山梨県) 甲府市、甲州市、甲斐市、北杜市、山梨市、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村 (長野県) 南佐久郡川上村	<u>再検討年月日</u> 平成 12 年 8 月 10 日	<u>山梨県</u> 46,834	<u>山梨県</u> 特保 : 1,666 第 1 種 : 3,557 第 2 種 : 9,371 第 3 種 : 9,858	<u>山梨県</u> 22,382

〔「秩父多摩甲斐国立公園 概要・計画書」（環境省 HP、閲覧：2019 年 3 月）より作成〕



第3-2-7図 自然公園の位置

2) 自然環境保全法に基づく保全地域

山梨県内には「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全地域の指定はないが、「山梨県自然環境保全条例」（昭和 46 年山梨県条例第 38 号）に基づく自然環境保全地区を指定して、開発行為等について届出制等の措置を講じている。

北杜市の自然環境保全地区の指定は第 3-2-35 表のとおりであり、須玉町では自然保存地区として「七里岩」が、景観保存地区として「観音峠・茅ヶ岳」及び「紅葉橋」が指定されている。

第 3-2-35 表 自然環境保全地区（北杜市）

区 分	名 称	場 所	面積 (ha)
自然保存地区	七里岩	須玉町若神子	48
	大岩山	白州町大武川	241
	大平	白州町上教来石	15
	清水谷	白州町上教来石	22
景観保存地区	観音峠・茅ヶ岳	須玉町	401
	紅葉橋	須玉町江草など	50
	八ヶ岳川俣	大泉町西井出	132
	谷戸城	大泉町谷戸	6

〔「北杜市景観計画」（北杜市、平成 28 年 2 月変更）より作成〕

3) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

4) 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

(2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣保護区等について、対象事業実施区域及びその周囲は第 3-2-36 表及び第 3-2-8 図のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲には「秩父連峰鳥獣保護区」が存在する。

第 3-2-36 表 鳥獣保護区の指定状況

名称	指定所在地	指定面積	指定期限
秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯（甲府市、山梨市、北杜市、甲州市、北都留郡丹波山村）	13,385ha	平成 37 年 10 月 31 日

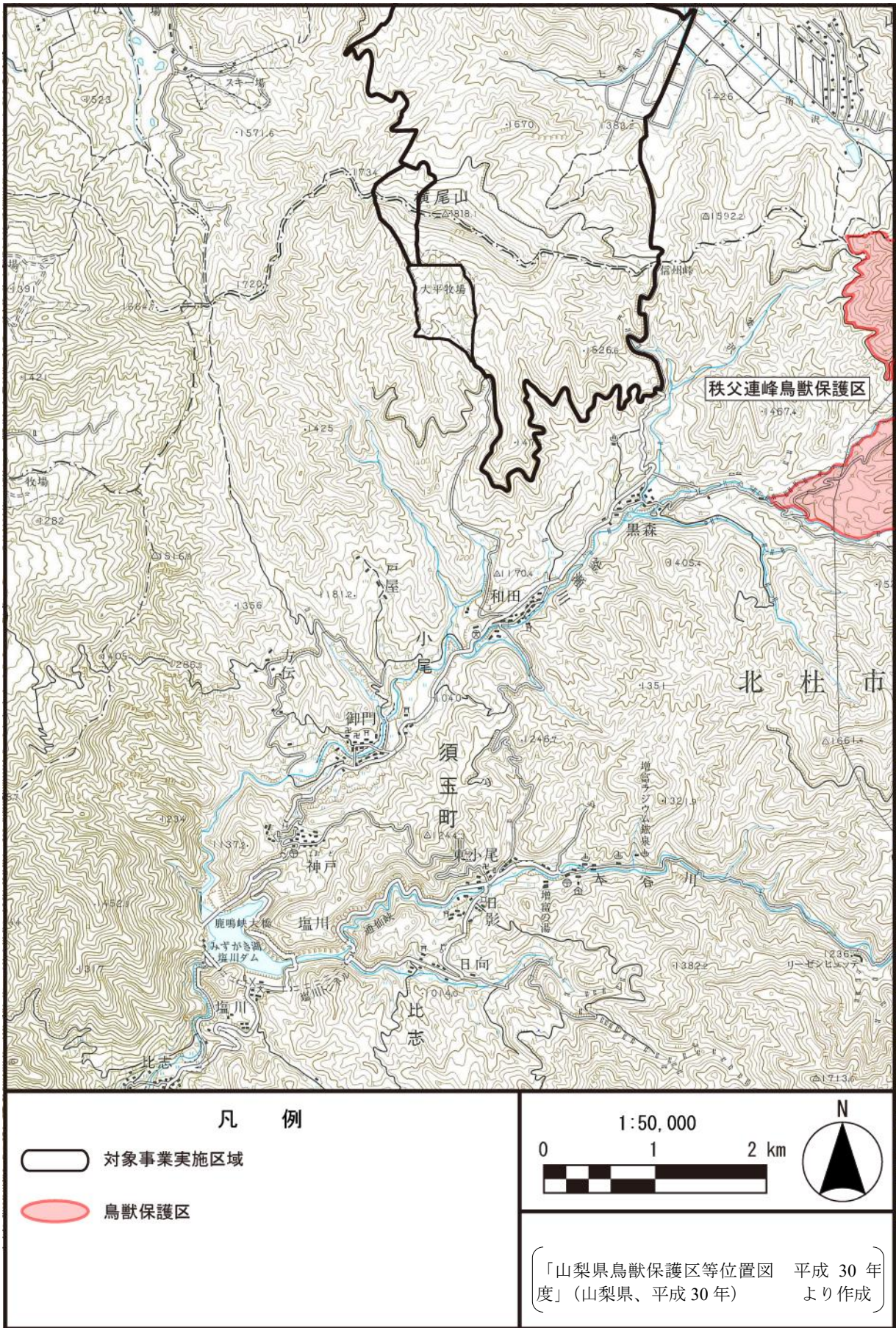
〔平成 30 年度 鳥獣保護区等位置図 山梨県〕（山梨県、平成 30 年）より作成

2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）により指定された生息地等保護区はない。

3) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号）の規定により指定された湿地の区域はない。



第 3-2-8 図 鳥獣保護区の指定状況

(3) 景観等

1) 景観計画区域

北杜市は、平成 17 年 10 月に「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づく「景観行政団体」になり、「北杜市景観計画」（平成 22 年 12 月）を策定し、市域全体を景観計画区域に定めている。対象事業実施区域は、茅ヶ岳・みずがき山麓エリアの山岳・森林景観ゾーンに位置する。

なお、出力 10kW 以上の事業用太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）などの工作物の新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更行為を行う場合は、行為に着手する日の 30 日前までに届出を義務付けており、行為別に景観形成基準を定めている。

2) 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

1) 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林の指定状況は第 3-2-9 図のとおりであり、対象事業実施区域外の周囲に保安林が存在する。

2) 砂防法に基づく砂防指定地

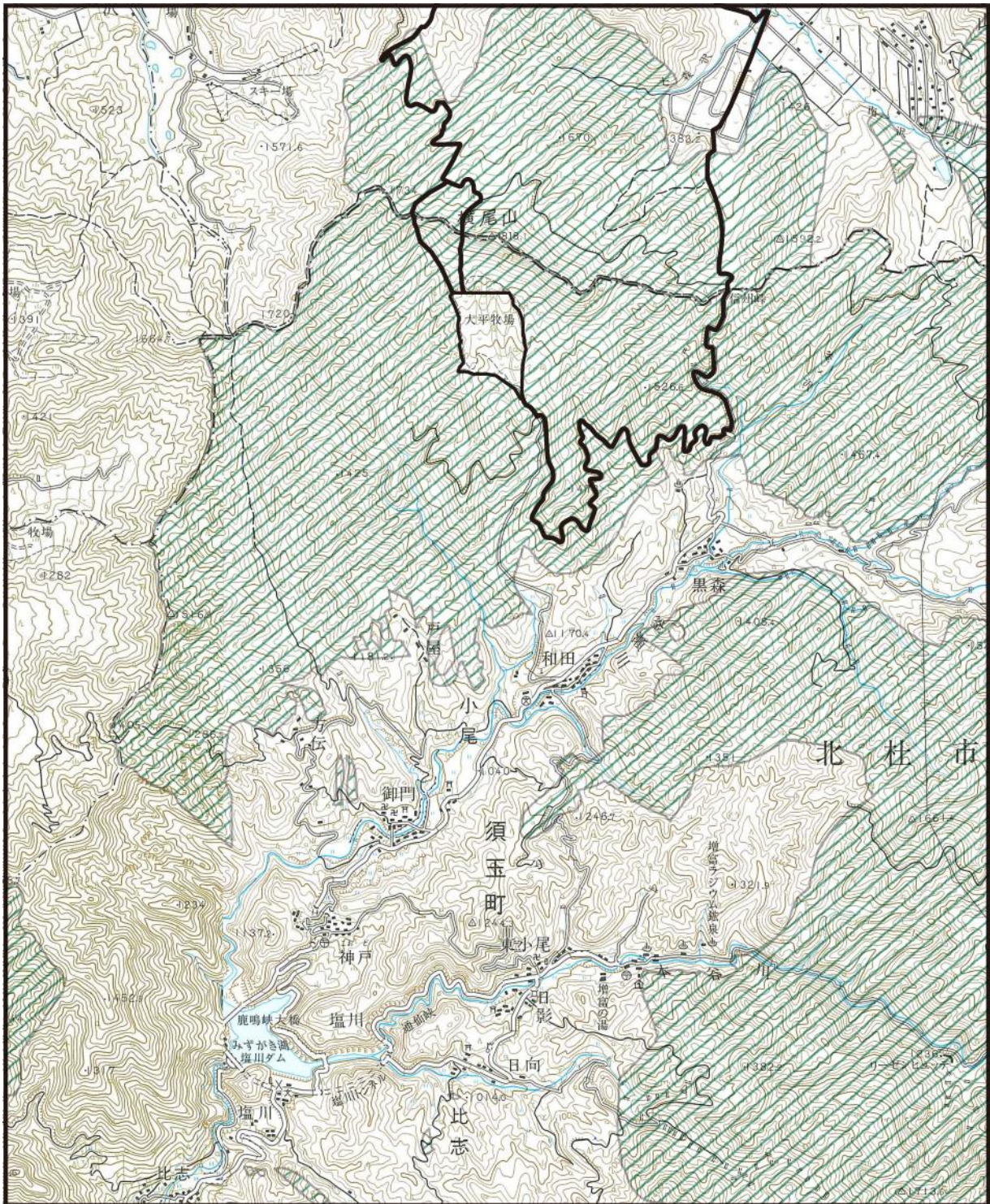
対象事業実施区域を含む第 3-2-10 図で示した範囲において、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地は存在しない。

3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域を含む第 3-2-10 図で示した範囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は存在しない。

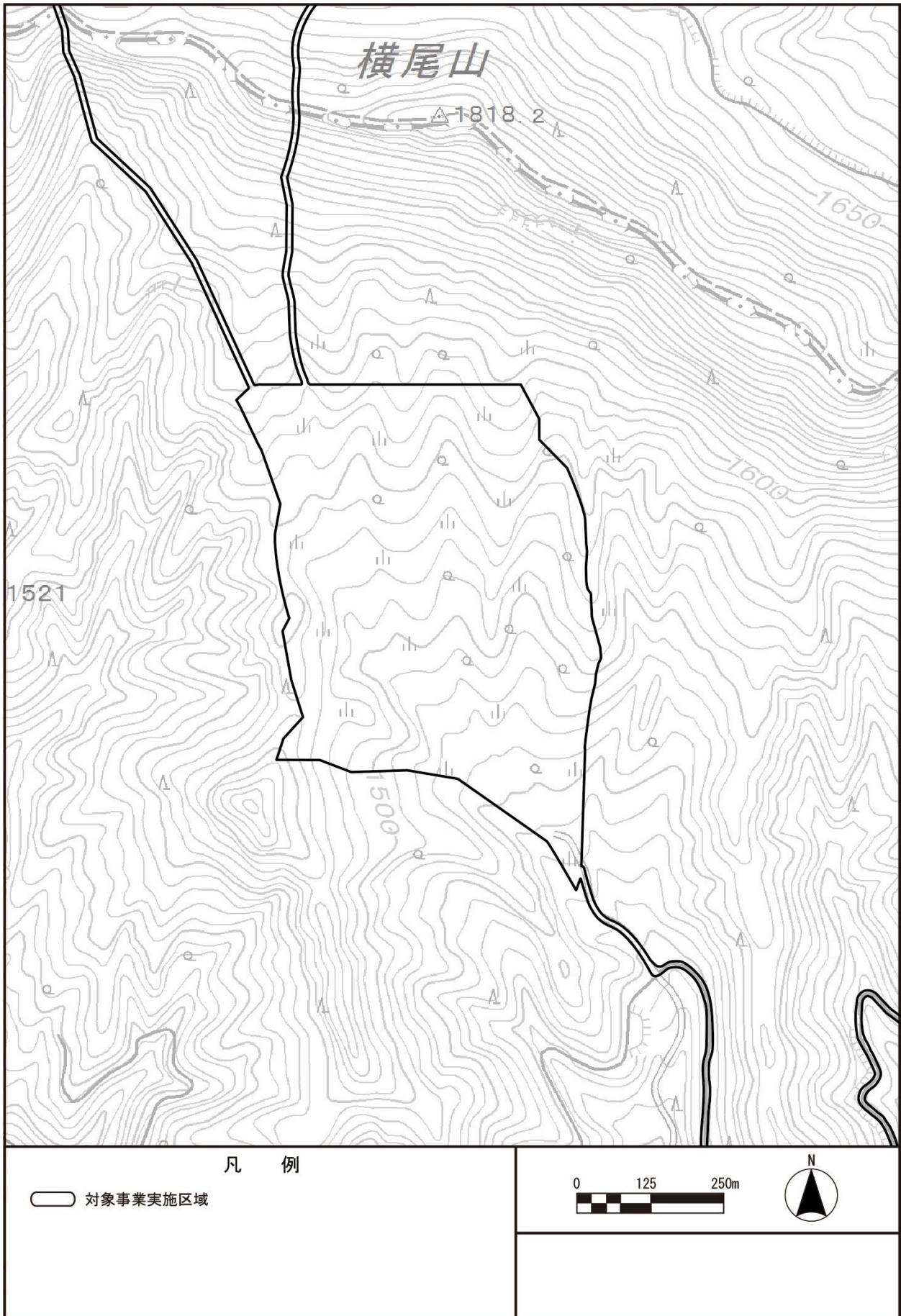
4) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域を含む第 3-2-10 図で示した範囲において、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定地は存在しない。



凡 例		1:50,000		
	対象事業実施区域			
	保安林	「国土数値情報ダウンロードページ」 (国土交通省 HP、閲覧：2019年3月) より作成		

第 3-2-9 図 保安林の指定状況



第 3-2-10 図 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の確認範囲

(5) 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると第3-2-37表のとおりである。

第3-2-37表 関係法令等による規制状況のまとめ

(○：指定あり、×：指定なし)

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			山梨県	北杜市	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	○	×	×
	騒音規制法	規制地域	○	○	×
	振動規制法	規制地域	○	○	×
	水質汚濁防止法	類型指定水域	○	○	×
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	○	○	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	○	×	×
形質変更時要届出区域		○	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	○	○	×
		国定公園	○	○	×
		県立自然公園	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地区	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	×
	絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	○	×	×
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×※
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○※
		市指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	×
景観	景観法	景観計画区域	○	○	○
	都市計画法	風致地区	○	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	×	×

注：1. 国指定の地域を定めず指定されている天然記念物については、対象事業実施区域において該当しない。

2. 県指定の天然記念物で、北杜市が対象となっているものについては、対象事業実施区域において該当する。

3-3 その他

3-3-1 廃棄物

(1) 一般廃棄物の状況

山梨県における一般廃棄物の総排出量は、第 3-3-38 表のとおりであり、平成 28 年度は 306 千トンとなっている。

第 3-3-38 表 総排出量と 1 人 1 日当たり家庭ごみ排出量の状況（平成 27 年度）

収集運搬量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	総排出量 (t)	1 人 1 日当たりの家庭から 排出するごみの量 (g)	
				山梨県	全 国
266,746	29,638	9,934	306,318	992	925

〔平成 28 年度 山梨の一般廃棄物〕（山梨県、平成 31 年）より作成

(2) 産業廃棄物の状況

「平成 26 年度山梨県産業廃棄物実態調査（平成 25 年度実績）」（山梨県、平成 27 年 2 月）によると、総排出量は 1,824 千トンであり、平成 20 年度の 1,841 千トンと比較すると 0.9% 減少している。

種類別にみると、第 3-3-39 表のとおりであり、汚泥が 904 千トン（総排出量の 49.6%）で最も多く、次いでがれき類が 493 千トン（総排出量の 27.0%）となっている。

第 3-3-39 表 種類別総排出量の状況

（単位：千 t）

内 訳	平成 25 年度排出量	
燃え殻	0	0.0%
汚泥	904	49.6%
廃油	17	0.9%
廃酸	12	0.7%
廃アルカリ	6	0.3%
廃プラスチック類	39	2.1%
紙くず	6	0.3%
木くず	44	2.4%
繊維くず	0	0.0%
動植物性残渣	27	1.5%
動物系固形不要物	—	—
ゴムくず	0	0.0%
金属くず	16	0.9%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	31	1.7%
鋳さい	11	0.6%
がれき類	493	27.0%
ばいじん	0	0.0%
家畜ふん尿	213	11.7%
家畜の死体	—	—
その他	5	0.3%
総排出量	1,824	100%

注：「—」は出典に値の記載がないことを示す。

〔「平成 26 年度 山梨県産業廃棄物実態調査（平成 25 年度実績）」（山梨県、平成 27 年）より作成〕